

令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
(あて先) 狭山市長					
所在地	事業種目		前期末現在の資本金の額		
(ふりがな)	(電話)		()		
法人名	又は出資金の額				
(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額			
		前期末現在の資本金等の額			

第二十号の三様式(提出用)

法人市民税税率一覧表

1. 法人税割の税率

事業年度	平成23年3月31日以後に終了し平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日～令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
法人等の区分			
次のいずれかに該当する法人 ①資本金の額又は出資金額が10億円を超える法人 ②法人税割の課税標準となる法人税額(分割前)が1,000万円を超える法人 ③保険業法に規定される相互会社	14.7%	12.1%	8.4%
上記以外の法人 (資本金の額又は出資金額が10億円以下で、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額(分割前)が1,000万円以下の法人)	12.3%	9.7%	6.0%

※中間申告、あるいは事業年度が1年に満たない法人等の場合は、上記「1,000万円」を、「1,000万円×課税標準の算定金額の月数(1月に満たない端数は切り上げる)÷12」と読み替えてください。

2. 均等割の税率

法人等の区分	税率(年額)
資本金等の金額	狭山市内の従業員数
50億円を超える法人	50人超 300万円 50人以下 41万円
10億円を超え50億円以下の法人	50人超 175万円 50人以下 41万円
1億円を超え10億円以下の法人	50人超 40万円 50人以下 16万円
1,000万円を超え1億円以下の法人	50人超 15万円 50人以下 13万円
1,000万円以下の法人	50人超 12万円 50人以下 5万円

※資本金等の額
(平成27年4月1日以後に開始する事業年度)
法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、純資産額として政令で定めるところにより算出した金額)ただし、無償増資、無償減資等による欠損填補をおこなった場合は調整後の金額。また、「資本金等の額」と「資本金+資本準備金または出資金の合計額」を比較して大きい方

※算定月数
事業年度が1年に満たない場合は、均等割額×月数÷12(100円未満切捨)。この場合の月数は暦に従い計算し、1月に満たなときは1月、1月に満たない端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

<お問い合わせ先>

埼玉県狭山市役所市民税課

電話04-2937-5073(直通)

- 法人税法第2条第5号の公共法人及び地方税法第294条第7項法人のうち、地方税法第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの。(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業をおこなうものを除く。)
- 人格のない社団または財団
- 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同様。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)
- 保険業法に規定する相互会社以外の法人で、資本金の額または出資金の額を有しないもの。(1及び3に掲げる法人を除く。)

◇狭山市公式ホームページ内、「市民税課のページ」-「法人市民税のコーナー」もご参照ください。

年 月 日から 年 月 日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書		税 額	
摘 要		十 億	百 万 千 円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (19)の金額	①		00
予定申告税額 (① × $\frac{\text{前事業年度の月数又は前連結事業年度の月数}}{\text{前事業年度の月数}}$)	②		00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④		00
均等割額	⑤		月
算定期間中において事業所等を有していた月数	⑥		円 × $\frac{⑤}{12}$
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦		00
当 該 市 町 村 内 に 所 在 す る 事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等	当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数		
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	人	
合 計		⑧	
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	この申告の期間	年 月 日から	年 月 日まで
(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	前事業年度又は前連結事業年度の期間	年 月 日から
法人税割額	市町村民税の特定期間控除額	通算親法人の事業年度の期間	年 月 日から
市町村民税の特定期間控除額	税額控除超過額相当額の加算額	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	十 億 百 万 千 円
税額控除超過額相当額の加算額	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	区 名	区 月数 従業者数 均等割額
外国の法人税等の額の控除額	仮装経理に基づく法人税割額の控除額	指 場 定 合 都 市 に ⑥ 申 告 算	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	納付すべき法人税割額 ⑩-⑪+⑫-⑬-⑭-⑮-⑯		
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱		
差額法人税割額 ⑰-⑫-⑱	⑲		

関署与税理士名

(電話)